研　究　受　託　契　約　書

(副作用・感染症調査　用)

○○○○株式会社（以下「甲」という。）と高知県・高知市病院企業団（以下「乙」という。）とは、副作用・感染症調査（以下「本調査」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（本調査の委託）

第１条　甲は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10条第２項に基づく次の本調査を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(１) 医薬品の名称　： ○○○○・・・

(２) 調査の目的　　： ○○○○・・・の副作用・感染症報告関連情報の収集

(３)　調査予定症例数： ○症例

(４)　調査担当医師　： ○○○科　○○　○○

(５)　調査期間　　　： 契約締結日～令和○○年○月○○日

　（法令の遵守）

第２条　甲及び乙は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、高知県･高知市病院企業団個人情報保護条例及びその他の関係法令・通達等を遵守するものとする。

　（調査結果の記録と提供）

第３条　乙は、本調査の結果を甲が指定する調査票等に記録し、甲へ提供する。

　（研究費等）

第４条　研究費等の額は、受託研究契約に係る算定基準に基づき、１症例あたり○０,０００円（管理経費及び間接経費、消費税及び地方消費税を含まない）とし、甲は前条の調査票等を受領後、乙が発行する納入通知書により納期までに納入するものとする。

　（本調査結果の利用）

第５条　甲は、本調査結果を厚生労働省への報告、安全管理情報等として利用することができる。

（暴力団員からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第６条　甲は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。第９条第１項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を乙に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

　（機密保持義務）

第７条　乙は、本調査に係る資料、結果等を、甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

２　甲は、本調査により収集した情報については、第５条の目的以外に利用しないものとする。

　（契約の解除）

第８条　甲又は乙は、一方の当事者がこの契約に違反した場合にはこの契約を解除することができる。

（暴力団排除措置による解除）

第９条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により甲に損害があっても、乙はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（１）暴力団（高知県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

（２）役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア　法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ　法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ　個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

（３）役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

（４）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（５）役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

（６）役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（７）役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

（８）役員等が、高知県・高知市病院企業団、高知県等との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

（９）前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（10）第６条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

（契約の費用）  
第10条 この契約に要する費用は、甲の負担とする。

　（疑義の決定）

第11条　本契約に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（契約の効力発生日）

第12条　この契約の効力は、契約締結日より発生する。

（裁判管轄）  
第13条　この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | (住　所) | ○○ |
| 委託者（甲） | (名　称) | ○○株式会社 |
|  | (代表者) | 取締役○○　○○　　○○　○○　　　印 |
|  |  |  |
|  | (住　所) | 高知県高知市池2125番地１ |
| 受託者（乙） | (名　称) | 高知県・高知市病院企業団 |
|  | (代表者) | 企業長　　村岡　晃　　　印 |